

仕様書

1 委託業務名

充電インフラ整備アドバイザー派遣業務委託

2 目的

本県では、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」（令和3年3月策定）において、EV・PHV・FCVの新車販売割合を30%（目標：令和12年度）としており、EV・PHVの普及のためには、充電インフラの整備が不可欠である。

また、本プランでは、将来的なEV・PHVの増加を見据え、社会費用の低減の観点から、整備コストや電力系統への負荷が大きい公共用の急速充電器の利用頻度を下げ、自宅・職場での普通充電器による基礎充電を主体とすることが望ましいとしている。

一方で、充電インフラの整備が進まない要因として、既築集合住宅のうち分譲マンションでは設置に住民の合意形成が必要となることが考えられる。また、近年では民間の充電事業者による簡便に充電インフラの設置・運用が可能なサービスが提供され始めているが、このような情報が集合住宅の管理組合等に十分に伝わっていないことも要因の一つとして考えられる。

そこで、集合住宅の管理組合等に対して情報発信や、充電設備の設置について専門家（アドバイザー）の派遣による支援を行うことで、EV等の普及に必要な充電インフラの整備を加速させていく。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月29日（月）まで

4 業務内容

本業務は以下（1）、（2）の業務に係る必要な企画調整、運営、謝礼や交通費の支払い及びこれらに付随する一切の業務とする。なお、業務全体の遂行に当たっては、委託者等関係者と連携して、円滑に業務を実施すること。

（1）情報発信ツールの作成

ア 動画の作成

充電インフラ整備に関する説明、充電サービス事業者の取組紹介などの動画を作成する。

- ・動画は、本編及びそのダイジェスト版とすること。
- ・動画には、充電インフラ整備に関する説明（充電設備の概要、分譲マンションにおける整備の進め方や運用方法、賃貸マンション・アパートにおける整備の進め方や運用方法）、充電サービス事業者の取組紹介（3～5社程度）を含むこと。

- ・作成した動画データのファイル形式は、無償のソフトウェアで再生可能なものとする。

イ テキストの作成

動画視聴時のテキスト及び概要版（A3・二つ折り）を作成する。

- ・内容は、動画に沿ったものとする。
- ・テキストは、アドバイザーの派遣時にも使用することを想定した、内容構成とすること。
- ・テキストは、視聴者自らが住民説明等のために活用できるよう工夫すること。

(2) アドバイザーの派遣

ア 対象者

- ・県内の集合住宅の管理組合、賃貸マンション・アパート所有者、県内の集合住宅を管理する管理会社、不動産仲介業者 等（以下「管理組合等」という。）10名程度/回
- ・申込者からEV等の展示の要請があった場合は、EV等の展示を併せて行うこと。（県内のディーラーとの連携や、委託者の公用車の活用を想定）

イ 派遣時期

- ・令和8年11月から令和9年2月までの間に、7回（約1時間/回）実施すること。
- ・EV等の展示を同時に行う場合の実施時間は、委託者と協議すること。
- ・実施日については、受託者が申込者と調整の上決定すること。

ウ 派遣場所

申込者が用意する場所。（申込者がオンラインを希望する場合は、受託者が用意すること。）

エ チラシの作成

(ア) チラシは、A4版カラーで広報に適したデザインで作成し、委託者の承認を受けること。

(イ) 記載内容は次の項目を含めること。

- ・アドバイザーの派遣の概要、対象者及び申込方法
- ・事業概要が伝わるイメージ画像やイラスト
- ・委託者が主催することを示すロゴマーク（委託者から提供）
- ・委託者が作成するホームページを検索するために必要な情報（URL、二次元バーコード等） 等

オ 内容

【事前】

(ア) 会場及び日時の調整、申込者との連絡調整

- ・委託者から申込受付の連絡があり次第、受託者は速やかに申込者と会場及び日時を調整すること。

- ・会場の使用料は申込者負担とし、マンション内の集会室等を想定する。
その他、申込者からの問合せ等に対応すること。
- ・実施内容（会場や日時等）が決まり次第、委託者に報告すること。

(イ) アドバイザーの選定

充電インフラの整備の進め方等を説明するアドバイザーについては、マンション管理士等の資格を有し、集合住宅の維持管理や改修に必要な知見やノウハウがある者とする。

(ウ) 派遣の準備

参加者用のテキスト、アンケート、その他業務の実施に必要な物品は、受託者が用意すること。

(エ) 申込者へのリマインド

原則として、派遣日の3開庁日前までに申込者へリマインドを行うこと。

【当日】

(ア) 進行等

- ・当日は、進行、参加者対応等に必要な人員を確保し、配置すること。
- ・参加者及びその人数を適切に把握すること。
- ・質疑応答の内容を記録すること。
- ・アンケートを実施すること。アンケートに質問等が記載されていた場合は、委託者に確認を行った上で、回答等の対応をすること。

(イ) 説明内容

管理組合等向けに、次に例示する内容とする。

- ・充電インフラの整備の進め方、メリット、運用における課題とその解決事例（申込者に併せて、「分譲マンション向け」又は「賃貸マンション・アパート向け」とする）
- ・充電サービス事業者の取組紹介（(1)で作成したテキストを活用）

(ウ) その他

- ・EV等の展示を行う場合、車両導入のメリットが分かる展示内容とすること。

【後日】

派遣後に、次の内容を委託者に報告すること。

- ・参加者名簿（氏名・団体名・法人名、参加人数等を記載）
- ・参加者からの質問及び回答一覧
- ・アンケートの回答
- ・記録写真

5 実施計画書等

本業務の目的を理解し、業務を円滑に進めるため、契約締結後、速やかに実施計画書を提出すること。

また、委託者と打ち合わせを行った場合には、実施後速やかに報告書を作成し提出すること。

6 成果物

本業務委託の成果物として、次に示すものをそれぞれ期限までに提出すること。

(1) 動画データ

ア 提出期限

令和8年9月30日(水)

イ 提出物

電子データ(無償のソフトウェアで再生可能なもの)

(2) テキストデータ

ア 提出期限

令和8年9月30日(水)

イ 提出物

電子データ(ワード、パワーポイント、PDF等)

(3) チラシデータ

ア 提出期限

令和8年9月30日(水)

イ 提出物

電子データ(AI、PDF)
(チラシの印刷は本業務に含まない)

(4) 業務報告書

本業務の成果品として、以下を取りまとめて、令和9年3月29日(月)までに提出すること。

ア 業務報告書(印刷物・A4版) 2部

イ 上記アの原稿一式(電子データ) 一式

※業務報告書、各派遣事業の報告書(会議録、参加者名簿、アンケートの回答結果の取りまとめ、記録写真)、その他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料等のデータも格納すること。また、保存するデータは、委託者が再利用できるものとする。

7 著作物に関する権利の帰属

- ・本委託においては、著作権の取扱いに十分注意するものとする。
- ・本委託の履行に伴い発生する全著作物(地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。)に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- ・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 留意事項

- (1) 本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、打ち合わせを定期的に行うなど、委託者や関係者等との連絡調整を密に行うこと。また、受託者は、委託者の求めに従い、逐時進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本事業の履行に際し、業務の遂行上知り得た秘密事項は、委託者の了解を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用しないこと（この事業の終了後も同様とする。）
- (4) 事業実施に際して苦情等の発生を招かないように適切に対応すること。アドバイザーの派遣の調整等に関するやり取りは記録の上、委託者の求めに応じて提出すること。
- (5) 特定の充電サービス等に係る営業を行わないこと。なお、参加者が特定の充電サービス等に関する説明を求めた場合に、委託者が当該サービスを推奨するものではないことを明らかにした上で、情報提供することは妨げない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて委託者と協議して決めるものとする。